

アカデミック・ハラスメント

たとえば・・・

- ・教員が指導の際に、学生の能力や人格を否定するような発言を繰り返したり、長時間にわたって威圧的な説教をする。
- ・研究室に早朝から深夜までいることや、泊まりでの実験を強制し、休日を一切とらせない。
- ・「論文を通さない」「卒業させない」と毎日のように学生に言い、学生がストレスで体調を崩してしまった。

〔定義〕

教育、または研究上の優位な立場を利用した不当な言動により、相手に苦痛や不利益を与えることをいいます。アカデミック・ハラスメントに当たるかどうかは、行為者の主観的な意図に関わらず、客観的な判断が重要視されます。

パワー・ハラスメント

たとえば・・・

- ・不必要に多数の者がいるところで叱責する。
- ・意図的に必要な情報を与えない。
- ・職員が妊娠したため雇用契約を更新しない。

〔定義〕

職務遂行上の優位な立場を利用した不当な言動により、相手に苦痛や不利益を与えることをいいます。また職務遂行上の立場に関わらず、妊娠や出産、若しくは育児や介護に関する制度を利用する者に対する同様の行為もパワー・ハラスメントとなります。パワー・ハラスメントに当たるかどうかは、行為者の意図に関わらず、客観的な判断が重要視されます。

〔名古屋大学 ハラスメント相談センター〕

相談を希望される場合は、事前にご予約をお願いいたします。

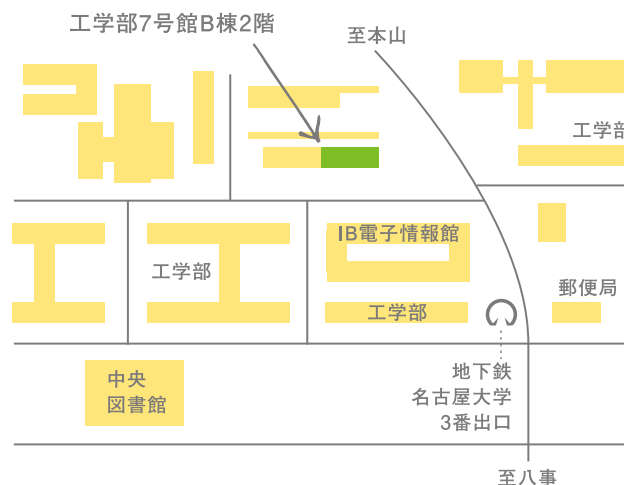
電話・FAX・Eメールによる相談の受け付けをします。

開室時間／月～金曜日（祝日除く）9:00～17:00

〒464-8601 名古屋市千種区不老町 工学部7号館B棟2階

TEL／052-789-5806 FAX／052-789-5968

〈東山キャンパス相談室〉



＊ 鶴舞キャンパス分室 ＊
基礎研究棟別館1階 TEL／052-744-2827

＊ 大幸キャンパス分室 ＊
厚生会館202号室 TEL／052-719-1529

E-mail (三室共通) /h-help@adm.nagoya-u.ac.jp

詳細につきましては、ホームページや相談センター便りをご参照ください。
<http://www.sh-help.provost.nagoya-u.ac.jp/>

ハラスメントのない
キャンパスにするために

くあなたに知ってほしいとてまたいせつなこく

Nagoya University
Harassment Consultation Center



名古屋大学 ハラスメント相談センター

2017.04版

心のつぶやきを 私たちに 聞かせてください。

「ハラスメント」は多くの場合、
NO!と言えない状況で起こります。
つらい思いをしているあなたは、決して悪くない。
もしひとりで悩んでいるのなら、私たちに聞かせてください。
専門カウンセラーが今後の対策について一緒に考えます。
もし今現在、問題に直面していなかったとしても
「ハラスメント」を正しく知って理解してください。
大学生活を豊かなものにするために、大切なことです。

セクシュアル・ ハラスメント

〔定義〕

性的な言動により相手に苦痛や不利益を与えることをいいます。セクシュアル・ハラスメントに
当たるかどうかは、相手が不快に思うかどうか
が重要視されます。

たとえば・・・

- ・ある研究室では、いつも数人の学生が集まり、大声で卑猥な話をしている。他の学生はこのようなことを聞かされるのが嫌で、研究室を利用する時にはいつも苦痛に感じている。
- ・先輩の告白を断ったが、先輩から執拗にメールや電話の連絡があり、困っている。
- ・上司に2人で飲みに行こうと誘われたが、断ると、翌日から上司の態度が豹変した。

ハラスメントを なくすために

○ ハラスメントを受けてしまったら

- ・不快であるという意思表示をしましょう。
- ・その場から離れましょう。
- ・上に述べたような行為ができなかったとしても、不快な気持ちは大切にしましょう。そして、心の中にため込まずに書き出してみてください(記録は迅速な解決につながります)。
- ・信頼できる人に相談してください(友人、教員など)。
- ・相談センターを利用してください。

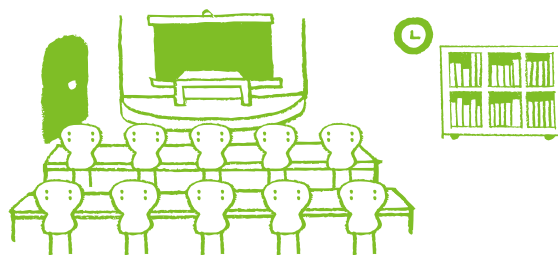
○ ハラスメントを受けている人から 相談を受けたら

- ・話をよく聞いてあげてください。
- ・相談センターに行くことを勧めてあげてください。
- ・相談センターを利用してください(第三者からの相談も受け付けています)。

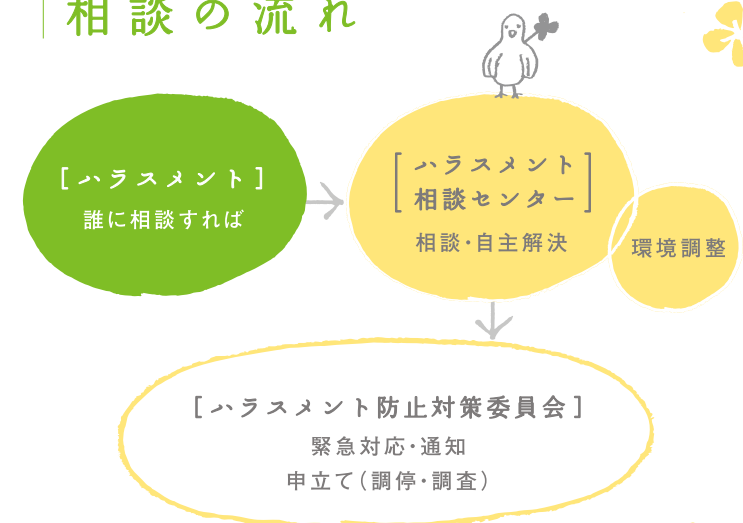
○ 加害者にならないために

- ・相手の意思を尊重し、相手が不快に感じる言動は繰り返さないようにしましょう。
- ・自分は気に留めないようなことでも、人によって受け取り方は異なります。自分の持つ力や優位な立場にいるということを意識しましょう。
- ・感じたことを率直に言い合える良好な関係・環境をつくることを心がけましょう。
- ・自分の言動は、自分や家族がもし同じことをされても平気か、また、自分の家族がそばにいても同じことができるか考えてみましょう。

権限を利用した不当な言動により、相手の意欲を低下させたり、
環境を悪化させたりすることはハラスメントに該当すると考えられます。



相談の流れ



○ 相談

- ・専門の知識を持った相談員と一緒に解決方法を考えます。
- ・相談員には守秘義務があります。安心してお話しください。

○ 環境調整

- ・相談者の同意の下で、修学・就労環境などを改善するために関係者等に協力を求めます。ハラスメント相談センター長の判断により行われます。

○ 緊急対応

- ・相談者の同意の下で、相談者の保護のために迅速な対応が必要である場合に関係部局長等に協力を求めます。ハラスメント防止対策委員長長の判断により行われます。

○ 通知

- ・ハラスメントの相談を受け付けたことを相手方である構成員等に通知することがあります。ハラスメント防止対策委員長長の判断により行われます。

○ 申立て

- ・調停と調査があります。
- ・ハラスメント相談センターは、相談者がハラスメント防止対策委員会へ申立てを行うサポートをします。

